

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

2026年 6月 29日

（宛先）高崎市長

提出者

住 所 群馬県高崎市矢中町187

氏 名 医療法人社団美心会 黒沢病院

理事長 黒澤 功

電話番号 027-352-1166 （代）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、2025年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	医療法人社団美心会 黒沢病院
事業場の所在地	群馬県高崎市矢中町187
事業の種類	P83 医療業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	2025年4月1日～2026年3月31日

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	100 95.02 t	全処理委託量	100 95.02 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 （ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）	前々年度 93.713 92.297 t
	前年度 89.486 t

（電子情報処理組織の使用に関して実施した取組）

電子マニフェスト実施中です。



※事務処理欄

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類：感染性廃棄物)

不要物等発生量

有償物量

排出量
① 89.486

項目	実績値
①排出量	89.486
②+⑧自ら再生利用を行った量	
⑤自ら熱回収を行った量	
⑦自ら中間処理により減量した量	
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	
⑩全処理委託量	89.486
⑪優良認定処理業者への処理委託量	
⑫再生利用業者への処理委託量	
⑬熱回収認定業者への処理委託量	
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	

自ら直接
再生利用した量
②自ら直接埋立処分した量
③自ら中間処理
した量
④④のうち熱回収
を行った量
⑤自ら中間処理した
後の残さ量
⑥自ら中間処理によ
り減量した量
⑦自ら中間処理した後
再生利用した量
⑧自ら中間処理した後
自ら埋立処分又は
海洋投入処分した量
⑨直接及び自ら
中間処理した後の
処理委託量
⑩ 89.486⑩のうち優良認定
処理業者への
処理委託量
⑪⑩のうち再生利用
業者への処理委託量
⑫⑩のうち熱回収認定
業者への処理委託量
⑬⑩のうち熱回収認定
業者以外の
熱回収を行う業者
への処理委託量
⑭

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。